

3月は 自殺対策強化月間です

〜ひとりひとりがげんきになろう〜

国は、高い数字で推移する自殺を減らすため、平成18年に「自殺対策基本法」を施行し、例年自殺者数が最も多い3月を平成22年に「自殺対策強化月間」と定めました。
自殺を予防するために一人ひとりができることを考えてみましょう。

国内の自殺者数

平成24年の自殺者数は、27,858人で、平成23年から約9.1%（2,793人）減少しました。
国内の自殺者数は、バブル崩壊による金融不安や景気悪化が拡大した平成10年以降、連続して3万人を超える状況が続いていました。15年ぶりに3万人を下回りました。

自殺の原因・動機

原因・動機が明らかかなものの中には、「健康問題」が最も多く、次いで「経済・生活問題」、「家庭問題」、「勤務問題」の順となっています。この順位は前年と同じです。「健康問題」の中でも最も多い理由は「こころの病気」によるものです。こころの病気と自殺が大きく関係していることがわかります。
では、自殺を考える人やこころの病気を抱えている人に対して、私たちにどのようなことができるでしょうか。

自殺予防一問一答 (関わり方編)

問1 「死にたい」と言われたら、出来る限りその話に触れない方がいいの？

答 いえ
「死にたい」と言われたら、真剣に受け止め、悩んでいることについて、良い・悪いの判断をしたり否定したりせず、まずは「そんな気持ちでいるんだね」「それはしんどいね」など、気持ちに寄り添って話を聞くことが大切です。

問2 悩みを打ち明けられても自分ひとりでは解決できないと思う時は、そっとしておく方がいいの？

答 いいえ
悩んでいる人は孤立感があり、自ら悩みを話せない場合も少なくありません。「良く眠れてる？」「疲れてない？」など、まずは声かけから始めてみませんか。

話してください あなたの悩み

「高島こころのつえ相談室」
自分自身がたくさん悩みを抱えて誰かに話を聞いてほしいと思う時は、高島市社会福祉協議会が行う電話相談「高島こころのつえ相談室」までご相談ください。

高島こころのつえ相談室

●受付時間 毎週水・木曜日 13時～17時

0120-874-756
フリーダイヤル はなしてなごむ

・お名前や住所はお聞きしません。
・相談および通話料は無料です。
・専門研修を受けたスタッフが対応します。
・一緒に解決する方法を考えます。

こころのつえ相談室
イメージキャラクター
「はなして なごむ君」

問 障がい福祉課
健康推進課
☎(25)8078
☎(25)8516

農地の賃借料情報



農地の賃借料の目安にしていたために、平成25年中に締結（公告）された賃借料を集計しましたので、情報提供します。農地の貸し借りの際の参考にしてください。
なお、「農地の賃借料情報」に拘束力はありませんので、農地の状況等に合わせて、貸し手と借り手の両者でよく協議し設定してください。

農農業委員会事務局 ☎(25)8513

※標準小作料制度は、平成21年12月15日に施行された改正農地法により、廃止されました。

◆1反(10a)当りの賃借料 (100円未満四捨五入)

地域	平均 (円/年)	最高 (円/年)	最低 (円/年)	データ数 (件)
マキノ	7,600	10,000	3,300	65
今津	7,400	10,000	3,300	250
朽木	7,500	7,500	7,500	12
安曇川	7,600	10,000	3,500	44
高島	8,800	12,000	3,000	96
新旭	6,300	8,900	2,000	69
市内平均	7,600	—	—	536

◆1反(10a)当りの物納(玄米)量 (1kg未満四捨五入)

地域	平均 (kg/年)	最高 (kg/年)	最低 (kg/年)	データ数 (件)
マキノ	37	60	30	68
今津	43	73	30	72
朽木	15	15	15	10
安曇川	48	75	20	313
高島	52	61	22	87
新旭	44	60	19	52
市内平均	45	—	—	602

※データ数は、集計に用いた筆数です。
※畑については、事例が少ないためデータには含まれていません。

軽自動車税の減免制度

心身に障がいのある方が所有または使用される軽自動車について、申請によって軽自動車税を減免する制度があります。
減免が受けられるのは、車両の状況と障がいの程度が右表に該当する場合です。

- 申請方法
次の書類等を税務課へお持ちください。
- 減免申請書（税務課・各支所にあります）
 - 身体障害者手帳（または、戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）
 - 運転免許証（本人が運転しない場合は、同一生計の方の運転免許証）
 - 自動車検査証
 - 印鑑（認印可）

- 申請期間 5月7日(水)～23日(金)
- ・減免は、普通自動車または軽自動車のいずれか1台のみです。
 - ・障がいの程度や車両の要件は、4月1日の状況が基準となります。

問 税務課 ☎(25)8116

●減免の対象となる車両の状況

対象者	所有者	運転者
身体障がい者	18歳以上	本人
知的障がい者・精神障がい者	18歳未満	本人・同一生計の方
		同一生計の方

●減免の対象となる障がいの範囲

障がいの区分	運転する人が身体障がい者本人	運転する人が同一生計者または常時介護者
身体障がい者	視覚障がい	1級～4級
	聴覚障がい	2級・3級
	平衡機能障がい	3級
	音声機能障がい	3級 (喉頭摘出者のみ)
	上肢不自由	1級・2級
	下肢不自由	1級～6級
	体幹不自由	1級～3級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	1級・2級
	移動機能	1級～6級
	心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸の機能障がい	1級・3級
知的障がい者	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級
	肝臓機能障がい	1級～3級
知的障がい者	療育手帳に記載された障がいの程度が「A」の方	
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級の方	

※戦傷病者の方は、税務課までお問い合わせください。